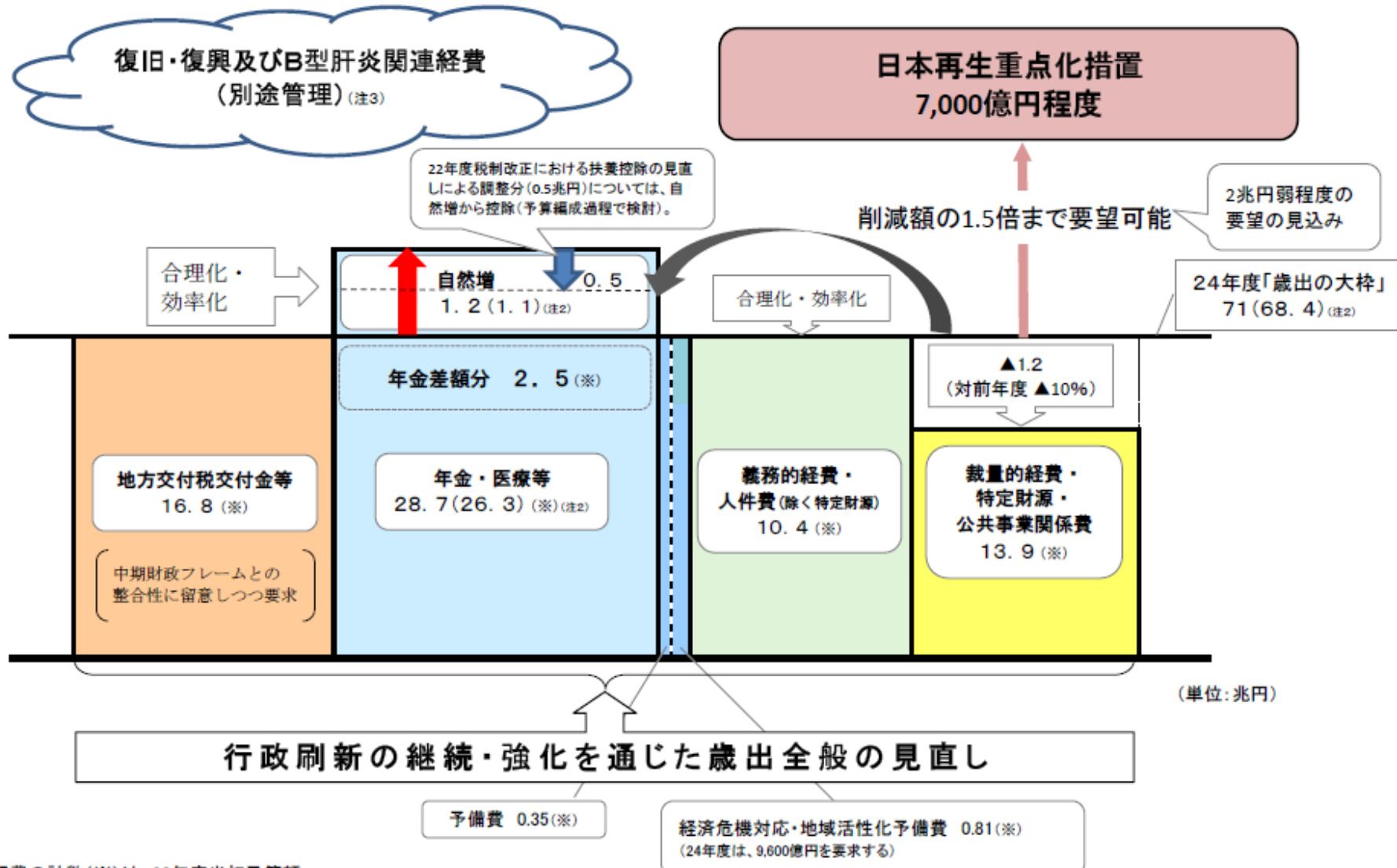


平成24年度予算の概算要求組替え基準 （平成23年9月20日閣議決定）



（注1）各経費の計数（※）は、23年度当初予算額。

（注2）「年金・医療等」の（）書は、税制抜本改革により確保される財源を活用して年金財政に繰り入れることとされている基礎年金国庫負担割合2分の1と36.5%との差額分を含まない額。

（注3）復旧・復興及びB型肝炎関連経費は所要の金額を要求（財源と併せて別途管理し、「歳出の大枠」に加算）。

（注4）高速道路の無料化は要求しない。高校の実質無償化及び農業の戸別所得補償は所要の金額を要求する。子ども手当は平成23年8月4日の3党合意に沿って要求する。

平成24年度予算の概算要求組替え基準(抜粋)

(付表)

概算要求枠及び差額

所 管 等	概算要求枠	差額
内閣総理大臣 (内閣・内閣本府等)	9,259 億円	904 億円
国家公安委員会委員長 (警察庁)	2,349 億円	110 億円
総務大臣 (総務省)	3,167 億円	170 億円
法務大臣 (法務省)	7,279 億円	181 億円
外務大臣 (外務省)	5,879 億円	405 億円
財務大臣 (財務省)	11,890 億円	384 億円
文部科学大臣 (文部科学省)	47,103 億円	3,240 億円
厚生労働大臣 (厚生労働省)	11,308 億円	706 億円
農林水産大臣 (農林水産省)	13,112 億円	977 億円
経済産業大臣 (経済産業省)	9,450 億円	875 億円
国土交通大臣 (国土交通省)	44,658 億円	4,397 億円
環境大臣 (環境省)	2,201 億円	172 億円
防衛大臣 (防衛省)	47,072 億円	640 億円
合計	214,727 億円	13,162 億円

(注1) 上記「概算要求枠」は、上記要額において、「義務的経費」及び「その他の経費」ごとに定める計算により算出された額の合計額である。

(注2) 上記「差額」とは、「その他の経費」の平成23年度当初予算に相当する額と基礎額(「その他の経費」の平成23年度当初予算額に相当する額に100分の90を乗じた額)との差額をいう。

(注3) 一般会計からエネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定への繰入に係る平成24年度予算の経済産業省及び環境省の概算要求については、石油石炭税の税収見込額と平成23年度当初予算におけるエネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定への繰入額相当額との差額の範囲内の調整を予算編成過程において行う。このために必要な事項の登録を概算要求に併せ別途行う。

(注4) 東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費及びB型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る経費については、概算要求枠とは別途、所要の額を要求する。

(注5) 平成24年度予算の概算要求額には、上記の合計のほか、国会、裁判所及び会計検査院に係る経費が加算される。